# 卸団地内施設賃貸規程

（目的）

第１条.　この規程は、組合員が卸団地内に所有する土地、建物（以下「施設」という。）の全部または一部を賃貸する場合において、卸団地の一体性を維持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（賃貸の資格要件）

第２条.　賃貸を希望する組合員は、次の各号の全てに該当する場合、理事会の承認を得て、施設を賃貸することができる。

⑴事業の転換、縮小等の理由により、施設を当初の目的に従って使用することが困難な場合

⑵賃貸先は原則として、組合の定款に定める卸売業、貨物運送業、倉庫業、情報サービス業、不動産賃貸業・管理業のいずれかを行う事業者であること

（賃貸の承認）

第３条.　施設を賃貸しようとする組合員は、賃貸契約を締結する前に様式「申請書１」と賃借人から「申請書２」を取り付けて組合に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、倉庫業として顧客の物品を倉庫で保管する事業は申請不要とする。

（遵守義務）

第４条.　賃借人は賃借契約締結後、組合に対する諸経費の支払等の義務を履行する。

２.　賃借人は沖縄県卸商業団地建築協定と看板設置規程を組合員と同様に遵守する義務を負う。

３.　前項のほか組合の定款、規約、規程並びに理事会の決定事項の遵守についても同様とする。

（準組合員）

第５条.　理事会で組合員施設の全部を賃借することが認められた賃借人は、別に定める準組合員規程に従って、組合に準組合員加入の申請をしなければならない。

２.　組合員施設の一部賃借で、施設を所有する組合員が同居している場合、準組合員の加入申請は任意とする。

ただし、組合員が同居しない場合の一部賃借は、準組合員加入の申請をしなければならない。

（変更事項）

第６条.　賃借人が事業内容の変更をする場合は、組合に申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

２.　賃借人が会社の名称や組織変更、並びに賃借を終了して撤退する場合は、賃貸人の承諾を得て、組合に届け出なければならない。

附則

この規程は平成 15 年 3 月 28 日より施行する

平成 27 年 8 月 27 日一部改正

平成 29 年 6 月 22 日一部改正

令和 5 年 4 月 28 日一部改正

令和 7 年 3 月 27 日一部改正